

〔研究論文〕

観光資源保全・活性化とその課題

那須 幸雄

〔Article〕

Reservation and Activation of Tourism Resources and Its Subjects

Yukio NASU

Abstract

1. Introduction
2. Study Contents, Research Region and Method of Cooperation Study in 2009
 - 2-1. Study Contents
 - 2-2. Research Region and Research Method
3. Tourism Resources Reservation
 - 3-1. Treaty of Global Inheritance
 - 3-2. Tasks of Global Inheritance
 - 3-3. Reservation of Other Tourism Resources
4. Tourism Resources Activation
 - 4-1. Japanese Spiritual Background and Tourism Resources Activation
 - 4-2. The Way to Activate Tourism Resources

How to reserve and activate tourism resources and upgrade the national fascination is very important theme in a service industry oriented economy. There are some methods of tourism resources reservation, but most important one is the registration to the global inheritance. In this study, the cooperation study of tourism reservation and activation in European Union in 2009 is explained, and introduction to the study methods and thinking is presented.

1. はじめに

観光資源を保全し、活性化することは、これからの「観光立国」の時代において、大変重要なテーマである。特に欧米各国で進められている観光資源保全から学ぶことは大きい。

サービスなど付加価値性の高い産業に重きを置く経済においては、観光産業の占める位置は高くなってゆく。国民生活の中に、国内外の観光客を受け入れて、観光を楽しむように導くためには、観光資源の保存が重要な課題となる。

特に「世界遺産」に代表される観光資源の保存は、どのように進められているか、それを適用するにはどうしたら良いか、考えることにしたい。

この研究は、2009年度国際学部共同研究「EU観光資源の保全・活性化および経済成長モデルとそれに伴う諸問題に関する研究—学際的アプローチ—」に基づいて実行されたものである。共同研

究の研究担当者は、国際学部国際観光学科の那須 幸雄、杉山 富士雄、国際理解学科の斎藤 功高の3名である。

本稿では、当共同研究の研究内容、研究方法など概念枠を述べると共に、その中の観光保全・活性化について、全般的な記述をすることを目的とする。それは、この共同研究の中で、執筆者（那須）の担当が、全体の調整と観光資源保全・活性化の分析を行なうことにあったためである（実地調査は、研究費の制限もあり、他の2名が担当している）。

当共同研究の最終的な成果は、他の担当者2名の連名で、学内の他研究誌に投稿される予定である（2010年度内に掲載される）。

2. 2009年度共同研究の企画内容

2-1. 研究内容

EU (European Union) 拡大は、技術移転、設備投資拡大を伴い、21世紀に入って、EUの東方拡張ブームの中、西欧企業は東欧およびCIS（独立国家共同体）・南欧などに進出してきた。2008年からの金融危機の中で、短期性資金の引き上げが行なわれ、その拡大速度は鈍化しているが、EUのこれからの新しい成長モデルをどう考えるか、が重要課題になっている。EU拡大の中心課題は、製造業の高度化とサービス開発であり、観光資源の活性化も注目されている。

EU西南部においては、特に注目が集まっているのが、世界遺産などの自然・文化財保全と観光活性化の状況である。一方、東部においては、サービス業の占める位置付けは高い状態まで達しておらず、製造業、流通業の発展状況が注目される。

これらの地域でのインタビュー調査を通じて、これからのEUの経済発展モデルはどのような形態を取るか、わが国にとって参考になる経済発展の姿はどのようなものか、考察する。もっとも、これはEUの西南部の1カ国、東部のEU域内1カ国、域外数カ国での調査であり、地域的に地点の数が少なく、また産業的にも対象に偏りがあり、EUの経済発展モデルの考察を行なうには、部分的なものとならざるを得ない。この課題で研究を進めるためには、さらに引き続き、現地調査を重ねる必要がある。

また、2008年の米国における金融危機（不動産バブル、リーマン・ブラザーズ・ショック）に端を発して、2009年のEUにおける経済危機（ギリシャなどの金融不況、経済問題）の影響によって、特にEU東部においては、製造業、流通業の発展に齟齬をきたした。実地におけるインタビュー調査は、2009年夏に実施されたが、既に金融危機の影響が見て取れた。そのために調査結果が、若干不明確なものになった可能性がある。

2-2. 調査対象地域と調査方法

実地調査の対象地域であるが、EUの西南部としては、スペイン国内各地を、またEU東部およびそれ以外の東欧各国としては、EU枠内のギリシャ、加入候補国とされるトルコ、アルメニア、ウクライナを取り上げる。

スペイン国内の地域と調査方法は、マドリッド、バルセロナ、アンダルシア地方などで、地元の観光会社、市庁の観光部門、専門家へのインタビューと資料収集を計画している（観光資源への訪問も行なう）。また、マドリッド、バルセロナでは日本の旅行会社の出先機関をも訪問する。調査内容は、世界遺産による観光客の変化と、それによるメリット、デメリット、世界遺産の保全方法

などを予定している。可能であれば、日本国内におけるスペイン政府観光局のインタビュー、資料収集を実施する。

調査方法は、インタビュー調査と資料入手である。西南部においては、世界遺産などの自然・文化財についての施設、関係機関、専門家をインタビュー調査する（担当は斎藤氏）。東部においては、各種の製造業、流通業等を訪問し、ビジネス・ポリシー、事業展開の動向、政府政策の役立ち度合いなどについて、調べる（担当は杉山氏）。

このように、西南部で観光事業を取り上げたのは、スペイン、フランスなどを中心に、世界遺産を生かした観光活性化が進展し、付加価値の高い事業として注目を集めているためである。EU東部およびその他の東欧諸国では、反対に観光事業が大きく発展するレベルまでは、まだ経済構造が達しておらず、製造業、流通業が中心である。むしろ、ギリシャを中心とする不況により、企業活動は萎縮、後退する傾向が見られる。

研究テーマは、次の3点である。

- (1) EU 西南部： 現地の観光施設、観光専門家、公的機関の訪問とインタビュー調査
- (2) EU 東部と東欧各国： 現地の製造業、流通業訪問とインタビュー調査
- (3) 日本国内の世界遺産関係資料の入手、検討

結果として、実際に訪問した先は、EU 西南部では12箇所であった（観光施設8、研究者2名、公的機関2）（出張期間 21日間）。EU 東部などでは、企業6社を訪問している（出張期間 23日間）。

3. 観光資源の保存

観光資源の保存ということでは、「世界遺産」が最も注目される。これをまず取り上げ、次にそれ以外の資源の保全について、述べたい。

3-1. 世界遺産条約

世界遺産条約ができたきっかけは、1960年代、エジプトのヌビア遺跡（エジプトの新王国 ラムセス2世の建造になるアブシンベル神殿など）がアスワン・ハイダム建設により水没することとなり、ユネスコ（UNESCO）がヌビア水没遺跡救済を開始したことによる（世界の60ヶ国の援助が集まり、技術支援、考古学調査支援などが実施され、施設が移転された）。このことで、開発から歴史的価値のある施設、建築物、自然等を守ろうという機運が生まれ、世界遺産条約として結実した。1972年11月に、ユネスコのパリ本部で開催された第17回ユネスコ総会で、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」が成立し、1973年には米国が第一番目に批准して、20カ国が批准した1975年に正式に発効した。

世界遺産は、本来、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ不動産であり、その保全のためには多大な労力と費用が掛かる。しかし、同時に、遺産、建築物、自然等が世界遺産に登録されることによって、周辺地域の観光産業に大きな影響を及ぼす。世界遺産登録後に、観光客が激増した事例は多い。

日本では、世界遺産に登録されることで、観光客を呼び込もうとする動きがある。安易な観光地化は、世界遺産の保存の妨げになる場合も多い。世界遺産は、保全が目的であり、観光開発を促進する趣旨ではないからである。

2010年8月現在の世界遺産リスト登録件数は、911件である（文化遺産704件、自然遺産180件、複合遺産27件）（社団法人日本ユネスコ協会連盟による）。中でも、ヨーロッパは世界遺産の登録数で、他地域を圧倒している。表1に示す通り、特にイタリア（44件）、スペイン（41件）は、登録数が多い（2009年段階）。今回、スペインが調査地域として選ばれたのも、こうした事情による。2009年現在の条約締結国は、186カ国である。

日本の世界遺産は、1992年の批准であり、125カ国目の条約締結と出遅れている。登録遺産としては、2009年現在、文化遺産11件、自然遺産3件の計14件に留まっている。欧州諸国に比して、とても少ない。1992年の法隆寺地域の仏教建造物（文化遺産）、白神山地（自然遺産）から登録が始まった。申請しているものの、未登録になっているものが文化遺産11件、自然遺産1件である（日本の世界遺産については、表2を参照）。

世界遺産は、分類として、①文化遺産（顕著な普遍的価値を持つ建築物や遺跡など）、②自然遺産（顕著な普遍的価値を持つ地形や生物、景観などを持つ地域）、③複合遺産（文化と自然の両方について、顕著な普遍的価値を兼ね備えるもの）の3つがある。

その登録手続は、図1の示す通りである（フリー百科事典「ウィキペディア」による）。前提、審査の流れ、登録後の保全状況報告などは、「世界遺産条約履行のための作業指針」で規定されている。世界遺産登録についてのポイントを挙げると、次の通りである。

(1) 前提条件

顕著な普遍的価値を持つことが、勿論、前提である。また、登録後、将来にわたって継承して行くために、推薦時点で、国内法等によって保護や管理の枠組みが策定されていることも必要とされている。

また、世界遺産への推薦は、各国の関係機関しか行なうことはできない。日本の場合は、文化財候補は文化庁、自然遺産候補は環境省、林野庁が主に担当する。さらに文部科学省、国土交通省などが追加で加わる「世界遺産条約関係省庁連絡会議」で推薦物件が決定されて、暫定リストとして、外務省を通じてユネスコに提出される。

但し、危機遺産リスト登録の場合は、根拠を示せば、個人や団体からであっても申請でき、受理される場合がある。

表1. 世界遺産が多く登録されている国（2009年）

順位	国名	世界遺産の物件数
1	イタリア	44
2	スペイン	41
3	中華人民共和国（中国）	38
4	ドイツ、フランス	33
6	メキシコ	29
7	英国	28
8	インド	27
9	ロシア	23
10	アメリカ合衆国	20

（出所）外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/world/ranking/isan.html>

表2. 日本の世界遺産登録状況および未登録の物件(1)

①文化遺産 11件

暫定リスト 登録年月	登録状況(11件)	未登録(11件)
1992年9月 (平成4年)	法隆寺地域の仏教建造物(1993)、姫路城(1993) 古都京都の文化財(1994) 白川郷・五箇山の合掌造り集落(1995) 厳島神社(1996) 古都奈良の文化財(1998) 日光の社寺(1999) 琉球王国のグスク及び関連遺産群(2000)	彦根城 古都鎌倉の寺院・神社ほか
1995年9月 (平成7年)	原爆ドーム(1996)	
2001年4月 (平成13年)	紀伊山地の霊場と参詣道(2004年) 石見銀山遺跡とその文化的景観(2007)	平泉の文化遺産
2007年1月 (平成19年)		富士山 富岡製糸場と絹産業遺産群 飛鳥・藤原の京都とその関連遺産群 長崎の教会群とキリスト教関連遺産
2008年1月 (平成20年)		国立西洋美術館
2009年1月 (平成21年)		北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群 九州・山口の近代化産業遺産群 宗像・沖ノ島と関連遺産群

(出所) 富士宮市ホームページ

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/isan/sekai-kaisetu.htm>

表2. 日本の世界遺産および未登録の物件(2)

②自然遺産 3件

候補として 選定	登録状況(3件)	未登録(1件)
1992年9月 (平成4年)	白神山地、屋久島(1993)	
2003年5月 (平成15年)	知床(2005)	
2007年7月 (平成19年)		小笠原諸島

(出所) 表2(1)と同じ

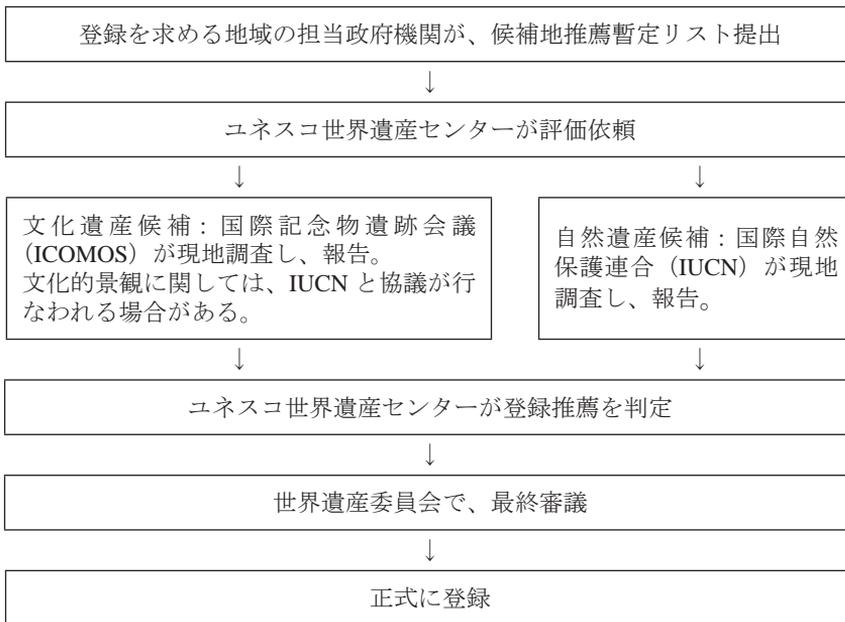


図 1. 世界遺産の登録までの手順の流れ

(出所) フリー百科事典「ウィキペディア」の「世界遺産」
(少し加筆)

危機にさらされている世界遺産（危機遺産）とは、武力紛争、自然災害、大規模工事、都市開発、観光開発、商業的密猟などにより、その普遍的価値を損なうような重大な危機にさらされている遺産のことで、「危機にさらされている世界遺産リスト（危機遺産リスト）」に登録される。2010年8月時点で、危機遺産リストに登録されている世界遺産は、34件とされる（社団法人日本ユネスコ協会連盟による）。

危機遺産リストに登録された場合は、国際的な協力を得て、ワールド・ヘリテージ・ファンド（世界遺産基金）から財政的支援を受けるように、申請することが可能である。危機的状況を脱した場合は、リストから削除される。危機から救われた遺産の例としては、アンコール・ワット、アンコール・トム（カンボジア）が著名である。1982年に世界遺産に登録されると同時に、危機遺産にも登録された（2004年に危機遺産から解除される）。

(2) 暫定リスト

暫定リストは、各国からユネスコ世界遺産センターに申請のために提出する一覧表である。文化遺産については、このリストに掲載されていないものは、世界遺産委員会において登録審査することは、原則として認められない。但し例外として、大地震で壊滅的な損壊を蒙った場合など、不測の事態によって、緊急に登録する必要性が認められた場合は、条約中の「緊急登録推薦に関する条項」に従って、暫定リストを飛び越えて、正式登録を認める場合がある。

暫定リストは、各国が1年から10年以内を目処に、世界遺産委員会に登録申請を目指すもののリストである（顕著な普遍的価値が認められれば、登録が可能になる）。暫定リストに掲載のものは、

登録延期を勧告されて、一旦見送りをされたものもある。また「不登録」とされたものは、暫定リストから外す必要がある。

(3) 世界遺産委員会の決議

ユネスコの世界遺産委員会では、推薦された物件について、審査の上、登録、情報照会、登録延長、不登録のいずれかの決議を実施する。情報照会は、追加書類の提出を求めるもので、登録延長は、より踏み込んだ再検討が必要な場合で、再調査を必要とする。

(4) 保全状況の調査

登録を受けた遺産については、保全状況を6年ごとに報告し、世界遺産委員会で再審査を受ける。

(5) 登録の抹消

世界遺産で、顕著な普遍的価値が失われたと判断された場合、あるいは条件付きで登録された物件について、その後、条件が満たされなかった場合に、削除される場合がある。2007年にアラビア・オリックスの保護区(中東のオマーン)が、初めて抹消されている。保護区の大幅な縮小などがあり、また同国政府が開発優先の姿勢を示したためである。また2009年にはドレスデン・エルベ渓谷(ドイツ)が、橋の架橋によって景観を害したことにより、抹消された。

(6) 登録基準の変更

世界遺産の登録基準は、当初、文化遺産の基準1-6と自然遺産の基準1-4に分けられていたが、2005年に両基準の統一が決定され、2007年から適用された(登録基準1-10までとなった)。現在では、過去に登録されたものも、新基準で示されている。

(7) 負の世界遺産

戦争や人種差別、殺戮などの人類の罪を証明する物件も、世界遺産に登録されている。「広島原爆ドーム」(世界遺産の一つ)は、それに当たるという意見もある。

3-2. 世界遺産条約の課題

世界遺産登録の課題としては、次のものがあると言われる。

(1) 種類と地域の偏り

上記の通り、2010年現在、世界遺産は911件であるが、文化遺産の方が圧倒的に多いこと(文化遺産704件 対 自然遺産180件)、地域的に文化遺産の半数程度がヨーロッパに偏っていることが、指摘される。

また、187カ国の条約締結国中、1件も登録物件を持たない国が36カ国ある。一方では、ヨーロッパのイタリア、スペイン、また中国、フランス、ドイツなどは、数十件の登録遺産を持っており、ここでも偏りが見られる。世界遺産委員会では、こうした不均衡の是正のために、試みがなされており、例えば内容的な不均衡に対しては、「世界遺産リストの代表性、均衡性、信用性のためのグローバル・ストラテジー」(1994年)が出されて、文化的景観、産業遺跡、20世紀からの現代建築などの登録の比較研究が必要とされている。「顕著な普遍的価値」の再定義も検討されている。シドニーのオペラハウスのように、その完成から遺産登録まで30年程しか経過していないものは、グローバル・ストラテジーが係わっている。

(2) 観光地化或いは観光対象化の問題

世界遺産に登録されると、周辺地域や関連グッズの観光産業に多大な影響が生まれる。わが国でも、世界遺産に登録された文化遺産への訪問者数が著しく増えたケースが報告されている。地方では、世界遺産登録によって、観光客増大を図りたいという希望も多い。

新たに登録された世界遺産の観光地化や文化財ニーズの高まりは避けられないことではあるが、それがきっかけになって、この種の遺産の保護、認識の啓蒙・普及、組織立った文化財行政や教育につながれば、効果が現れると考えられる。

日本では、富士山を世界遺産の候補として暫定リストに入れているが、富士山の山体やそれを取り囲む自然の保全、原状の維持を行なうことが難しく、また富士のすそ野での産業廃棄物の隠匿された廃棄、観光ルート以外の立ち入り・自然破壊など、多くの課題が指摘されている。

急速に観光地化を進め、観光客の急増とそれによる需要の増大、販売の向上を図りたいという意図については、それが世界遺産の保護に差し障りをもたらすようであれば、大きな問題である。また、地域住民との協調、地元的生活への調和も重要である。世界遺産は、保全が趣旨であり、観光の制限をもたらしているケースも多いので、世界遺産を守るための持続可能な観光計画をどうやって作り、維持して行くか、が重要なテーマとなる。

(3) 保全活動の継続

周辺地域の開発との関係で、摩擦が生じることは、懸念される。高層ビルや橋梁、道路の建築が、保存上の問題とされることが多い。世界遺産が登録された後では、その保全を継続させることが、なによりも重要である。

3-3. その他の資源（文化財等）の保存

世界遺産を別とした、その他の観光資源としては、文化遺産（文化財）、自然遺産（歴史的風土、自然の風景）を挙げることができる。勿論、不動産の場合は、これらの中から将来の世界遺産条約に登録されるものが出てくる可能性がある。

わが国の場合、「文化財保護法」などに基づいて、文化財を次のように区分して保全を図っている（指定或いは登録による）。

- ・有形文化財： 国宝、重要文化財、登録有形文化財
- ・無形文化財： 重要無形文化財
- ・民俗文化財： 重要有形・無形民俗文化財、登録有形民俗文化財
- ・遺跡、名勝地、動植物等： 史跡、名勝、天然記念物、登録記念物
- ・棚田や用水路等： 重要文化的景観
- ・歴史的な集落・街並み： 重要伝統的建造物群保存地区
- ・自然の風景地： 国立・国定公園、「歴史的風致維持向上計画」認定
- ・その他： 都市公園など

これらの資源を保存・活用することによって、その意味を、観光客を含む多くの人に知らせ、また意識の上で共有を図ることができる。特に、地域の歴史的・文化的シンボルである史跡等については、保存のための整備、建物復元、遺構の展示やガイド施設の設置といった整備が行なわれて、その魅力が高められる方向にある。

また、観光庁の文化審議会では、市町村において、周辺環境も含めた文化財を保存・活性化する試みを進めており、これが定着すると、市民生活の身の周りでも文化財が活用されることになる（2008年から20のモデルケースについて、構想の策定中）。日常の生活環境において、文化財を生かした観光が根付き、地元住民も他所から来た観光客も、その地域の良さ、以前からの歴史の意味を楽しみ共有するというスタイルが築かれようとしている。それはまた、新しいサービスを作り出

すきっかけ作りになる。

民間の法人によるナショナル・トラスト運動も、こうした方向に沿うものと考えられる。

こうした発想は、日本のみならず、ヨーロッパでも同様（むしろより進んでいる）であり、新旧の文化財に囲まれて伝統を楽しみながら、新しい生活スタイルを模索するという、観光形態につながっている。スペインやイタリアでは、古くからの文化財が多く存在し、また世界遺産も多いことから、その意味が認識され、付加価値の高い各種サービスの提供とその需要創造を可能とする大きな要因となっている。また一方では、そこでは世界遺産の数が多く、それが当たり前の日常になっているのも事実である。

わが国で言えば、これまで何でもないと思われてきた身の回りの生活資源（里山、棚田、植林され維持された山林、貯排水設備、伝統的な農家・商店街・広場など）についても、文化資源の保全・活用化の上で意味があることを理解するべきであろう。保全・再構築された伝統的な街並み・商店街、古い農家を再利用した展示場・店舗などは、利用客に好まれる傾向がある。それが住民の生活（ライフスタイル）や経済にどう結びついてきたのか、自然の保全や健康の維持にどんな関係があるのか、エコツーリズムの観点からどんな意味があるのか、考えさせる素地になるからである。

観光資源というと、京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土の保存・整備がまず発想されるが、その他の地域でも、歴史的・文化的・自然的資源や景観形成上、優れた建造物を生かした観光振興が政策として、進められつつある。例えば、「都市公園の整備」や多様な生物の生息・生育基盤の作成と整備（身近な自然との触れ合いの場づくり）、国営公園の整備等は、そうした視点から見て、意味があると考えられる。

また、自然の風景を観光資源として活用する観光政策としては、国立・国定公園の保護・利用推進、優れた自然の風景を生かした地域づくり（自然と親しむ運動、子供パークレンジャー、レクリエーションの森など）、快適な散策ネットワーク整備等が実施されている。

4. 観光資源の活性化

観光の活性化は、どんな効果があるのか。国際競争力の高い、魅力のある観光地の形成は、観光資源の活用となり、それは観光旅行者の来訪促進をもたらす。また人材育成を促し、交通や施設の整備をもたらし、各種の観光需要を高めるものである。

観光資源の活性化に当たっては、民族としてのホスピタリティの思想を考える必要があるであろう。日本人の島国根性、建前と本音（表と裏）、村意識（集団思考）などは、これまで指摘されてきたものである。しかし、それが東洋の神秘や日本文化の素晴らしさへの評価につながっているのも、事実である。

EUにおける観光資源の保全・活性化を共同研究のテーマとして選んだのは、そうした世界遺産への意識（遺産の取り扱い）と国民性の違いを知り、これからのわが国における観光資源の保全・活性化に役立てたいという問題意識もある。

4-1. 日本の精神的風土と観光資源の活性化

日本のホスピタリティ風土については、服部 勝人によれば、元々の「もてなし文化」に起源があるとされている。日本書紀にはそのような記載があり、「共食によって、互いの心が等しくなるという思想が古くから存在していたことがわかる」¹⁾。共食（きょうしょく）とは、共に食事をとる、

の意味である。次に述べるのは、服部 勝人の述べるところである²⁾。

中世以前の日本では、西洋（ヨーロッパのケルト族、ギリシャ・ローマ）におけるような異人（部族以外の外来者）歓待の習慣が存在した、ということである。民俗的根拠として、鬼、河童、山姥、海坊主などの言い伝えは、異人（異邦人）を指す、とされ、共同体内の社会的秩序を維持するために、共同体外に存在するものについては、畏怖され、神霊的な訪問者として、扱われた。宿や食事などが心を尽くして提供され、それが幸福をもたらす、とされてきた。神の化身（異人）歓待は、「まろうど（客人）」の形で受け止められた。

さらに、中国から「礼」を尊ぶ儒教が伝来したことにより、もてなしの作法や儀礼的な形式が階級社会のもとで発展した。「同じ釜の飯」概念から相互の精神的結束の強化につながると信じられ、階級ごとに日本の食事に関する様式や規則を生み出す結果となった。

日本では、階級の異なる人間がつきあうための手段としての「もてなし文化」が存在したことも事実ではあるが、村や町単位の共同体内では、日本特有の中庸（ちゅうよう）概念もしくは共同意識によって、庶民レベルの精神的絆はしっかりと保たれていた。

また、日本人の特性としては、「分」の概念も根強く、集団への意識と忠義が社会的規範の骨子を構成していた。

4-2. 観光資源活性化への道

このような日本人の特性から、島国根性（外来者を警戒し、日本人の優越を確保したいとする）、建前と本音（表としての行動と裏の本心による、行動の乖離）、村意識（集団による行動の決定、集団への帰属意識）が生まれてきたものと考えられる。欧米で確立している「市民権」、「個人主義」などの概念は、これだけ現代化した今日でさえ、わが国ではなかなか市民生活において確保され難い点がある。

こうした国としての日本において、世界遺産を保全し外国観光客を迎えて、日常生活の中で、観光活動の中で共に暮らし、喜びを分かち合うような行動を根付かせて行くためには、どうしたら良いのであろうか。それが観光資源の活性化につながるポイントであろう。

長い歴史を異民族との交流や交わり、闘争などによって過ごし、異民族を知ることが生存の条件であったヨーロッパやアジアの大陸諸国では、日本的な精神風土とは異なった社会的倫理規律がある。観光先進国と言われる欧州の国々は、そういう意味で、世界遺産を生かした観光政策を進めやすい風土と言える（日本は、反対にハンディキャップが存在している）。若年層を中心に日本が産業面で、また文化面で国際化・グローバル化していても、国民性全体の生活規範は、急速には変わらないと思われる。また、日本人の持つ、優れた気質は、国際化の流れの中でも保持し、生かして行く必要がある。

わが国の国民性の優れた点として挙げられるのは、次の点である³⁾。いずれも、日本人ならではの、優れた側面と考えられている。

- ①感性ハイブリッド能力
- ②優しい眼差し力

1) 服部 勝人「ホスピタリティ・マネジメント入門（第2版）」、丸善、2008年4月、11ページ

2) 同 上 第1章「ホスピタリティの歴史と文化 4.日本の『もてなし（持て成し）』文化」11-13ページ

3) 園田 正明「コミュニケーションビジネスの未来」、2010年11月11日講演資料（ライフスタイル研究会）

③ソーシャル・デザイン力

世界遺産を初めとする観光資源の保全・活性化に当たっては、そうした国民性にも配慮した対応策が必要であろう。

